

教育委員会定例会議事日程

平成18年10月26日

日程第1 議案第15号

小田原市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（教育政策課）

日程第2 議案第16号

学区の弾力化について（学校教育課）

議案第 15 号

小田原市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、議決を求める。

平成 18 年 10 月 26 日提出

小田原市教育委員会
教育長 青木 秀夫

小田原市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
 条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成14年小田原市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（<u>障害の程度の変更</u>）</p> <p>第4条 教育委員会は、<u>政令第4条の2第4項又は第5条第9項に規定する場合は、それぞれ新たに行うべき傷病補償又は障害補償に関する決定を行い、当該補償を受けるべき者に書面により、その旨を通知するものとする。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（届出）</p> <p>第19条 年金たる補償を受ける者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに書面により、その旨を教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>傷病補償年金を受ける者にあつては、その負傷若しくは疾病が治った場合又はその障害の程度に変更があった場合</u></p> <p>(3) <u>障害補償年金を受ける者にあつては、その障害の程度に変更があった場合</u></p> <p>(4) （略）</p> <p>(5) <u>遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができるものがない場合において、その妻が55歳に達した場合（政令第8条第1項第4号に規定する状態にある場合を除く。）又は同号に規定する状態になり、若しくはその事情がなくなった場合（55歳以上である場合を除く。）</u></p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（<u>身体障害の程度の変更</u>）</p> <p>第4条 教育委員会は、<u>政令第4条の2第3項又は第5条第7項に規定する場合は、それぞれ新たに行うべき傷病補償又は障害補償に関する決定を行い、当該補償を受けるべき者に書面により、その旨を通知するものとする。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（届出）</p> <p>第19条 年金たる補償を受ける者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに書面により、その旨を教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>傷病補償年金を受ける者にあつては、その者の身体障害の程度が政令別表第2に定める等級に該当しなくなった場合</u></p> <p>(3) <u>障害補償年金を受ける者にあつては、その者の身体障害の程度が政令別表第3に定める等級に該当しなくなった場合</u></p> <p>(4) （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

学区の弾力化について

学区の弾力化について、議決を求める。

平成 18 年 10 月 26 日提出

小田原市教育委員会
教育長 青木 秀夫

指定変更許可基準の改正について（案）

事由	具体的な内容	必要書類	許可期間
一時転居	新・改築等により一時的に学区外に居住する場合	申請書、居住の事実を証するもの	申請期間
転居	学区外に転居したが、従前の学校に通学する場合	申請書、居住の事実を証するもの	卒業まで
転居予定	家屋の新・改築、購入及び借家への入居により、転居することがはっきりしている場合	申請書・住民票 契約書等居住することが確認できる書類又は誓約書	転居予定日まで
両親等共働き	両親共働き等により、登校前及び下校後に児童生徒の養育が困難な場合	申請書、両親の就労証明書、預かる人の同意書及び住民票	学年末まで
店舗等経営	学区外に住民登録があり、かつ居住しているが、学区内にて店舗等を経営していて、そこが下校後の児童の生活圏である場合	申請書・住民票 営業許可等証明書	学年末まで
兄弟姉妹同一校通学	既に兄弟姉妹が許可を受け指定された学校以外の学校に通学しているため、兄弟姉妹と同じ学校に通学する場合	申請書・住民票	卒業まで
教育的配慮	上記以外で、病気、精神的理由、家庭の理由、その他教育的配慮が必要と思われる場合	申請書・住民票 学校の意見書	必要と認められる期間
部活動	希望する部活動が指定された中学校にない場合 ただし、小学校時に1年以上の活動実績がある場合で、希望する部活動がある自宅に最も近い中学校の入学に限る 対象者：新たに中学校に入学する者	申請書・住民票 在学小学校長の理由書 活動母体（スポーツ少年団等）の証明書	卒業まで
自宅から近い学校への通学	指定された小学校までの通学距離が2 km以上で、指定された小学校よりも近い小学校に入学（通学）する場合 対象者：新たに小学校に入学する者 年度途中で転入・転居してきた小学生	申請書・住民票	卒業まで